

- ※ 今回確認申し上げた件について、御社で事実関係をご確認いただき、建設業法違反の事実がある場合に本様式を作成願います。
- ※ 本様式は【記載例】です。様式データは監理課ホームページの様式データダウンロードページにあります。
- ※ 2部作成して提出してください。
- ※ 5年以内に同様の違反をされた場合は、監督処分の対象となる可能性がありますのでご注意ください（監督処分は裏面参照）。

令和 年 月 日

↑作成日を記入

業務改善報告書

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山市北区内山下2-4-6
(株)内山下コーポレーション
代表取締役 岡山 建二郎

今回、営業所技術者等の遠方配置という建設業法に違反する事実がありましたので、その原因と今後の改善策について次のとおり報告いたします。

なお、今後は建設業法を遵守することを確約いたします。

記

原因

（事実を率直に記入する。）

今後の改善策

（実施可能かつ具体的な改善策を記入する。）

【改善策の記載例】

- ・ 必要書類一覧表を事務所のよく見える場所へ貼り出す。
- ・ 年に1回（決算月）に、建設業法社内研修会を開催する。
- ・ 業務改善報告書の写しを全役員及び全社員に配布する。

問 22

建設業法に違反すると

建設業者が建設業法や関係する他法令に違反している場合、以下のように“監督処分”や“行政指導”が行われる場合があります。（建設業法第28条、第29条、第41条）

監督処分

建設業者が建設業法や入札契約適正化法などの法令に違反すると、建設業法の監督処分の対象になります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があります。また、建設業法の監督処分以外に、国や地方公共団体等の発注者による指名停止措置などを受けることがあります。

指示処分

（建設業法第28条第1項、第2項）

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁の指示処分の対象になります。指示処分とは、法令や不適正な事実を是正するために企業がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するものです。

営業停止処分

（建設業法第28条第3項、第5項）

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止処分の対象になります。また、一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などには、指示処分なしで直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可取消処分

（建設業法第29条）

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取り消しがなされます。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即、許可取消処分となります。

監督処分の公表

（建設業法第29条の5第1項）

監督行政庁は、建設業者に対して営業停止処分や許可取消処分を行ったときは、その旨を官報や公報で公告しなければならないこととされています。

これは、このような建設業者と新たな取引関係に入ろうとする者に、その処分に関する情報を提供するためです。また、国土交通省では、所管の事業者等の過去の行政処分歴を検索できるサイトを公開し、建設業者についても次のサイトにおいて、監督処分情報を公表しています。

「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/collaboration/>

行政指導

（建設業法第41条第1項）

監督行政庁は建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な“指導”、“助言”及び“勧告”を行うことができます。建設業者の不適法な行為等で、建設業法第28条第1項や第2項の規定による指示処分を行うに至らない軽微なものについても対象になります。

参考（「指名停止」とは）指名停止措置とは、国や地方公共団体等の発注者が競争入札参加資格を認めた建設業者に対して、一定期間その発注者が発注する建設工事の競争入札に参加させないとするものです。これは、会計法や地方自治法の運用として、国や地方公共団体等の各発注者が行う行政上の措置であり、**建設業法の監督処分とは異なるものです。**